東京都市計画地区計画の変更 (練馬区決定)

都市計画補助230号線土支田・高松地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	補助230号線土支田・高松地区地区計画					
	位置	練馬区土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目および高松六丁目各地内					
	面積	約11.6ha					
区域の整備・開発および保全に関する方針	地区計画の目標	地区の中央部には、都市計画道路補助230号線の整備が予定されており、沿道地域では、今後、道路整備に伴う急速な市街化が予想される。 そこで、本地区においては、無秩序な市街化や乱開発を防ぎつつ店舗と住宅が調和した幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、緑豊かで景観に配慮した良好かつ災害に強い街並み形成を図る。					
	土地利用の方針	区域を5地区に区分し、生産緑地(農地)を保全しつつ、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針を定める。 補助230号線沿道地区 無秩序な市街化や乱開発を防ぎつつ店舗と住宅が調和した幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図るとともに、緑豊かで景観に配慮した良好かつ災害に強い街並み形成を図る。 周辺住宅地区 低層住宅を中心とした緑豊かで良好な住宅市街地の形成を図る。 笹目通り沿道地区 後背の住宅地と調和を図りながら、幹線道路沿道にふさわしい沿道型商業・業務地としての土地利用を誘導するとともに、災害に強い、潤いと品格のある街並み形成を図る。 土支田通り沿道地区 後背の住宅地と調和を図りながら、土支田通り沿道にふさわしい近隣商業施設や中層住宅を中心とした土地利用の誘導を図る。 生活幹線道路等沿道地区 中層住宅を中心とした緑豊かで良好な住宅市街地の形成を図る。					
	地区施設の整備の方針	補助230号線の交差点形状の適正化や見通し空地(隅切り)の確保、生活幹線道路の整備の促進を図る。あわせて地区内における区画道路の配置および幅員の適正化を図り、良好な都市基盤整備を推進する。また、生産緑地の宅地化等にあわせ適切な用地を選定し街区公園および緑地を整備する。					
	建築物等の整備の方針	1 店舗と住宅地が調和した街並みを誘導するため、建築物の用途の制限を定める。 2 建築物の建て詰まりや敷地の再分割による狭小宅地を防止するため、敷地の最低規模、建築物の壁面の位置の制限を定める。 3 緑豊かで、景観に配慮した街並み空間を確保するため、垣またはさくの構造の制限、建築物の形態または意匠の制限、建築物の高さの制限を定める。 4 生活幹線道路の整備の促進、区画道路交差部における道路状空地を確保するため、建築物の壁面の位置の制限、工作物の設置の制限を定める。					

					名 称			 幅 員		延長		備者	<u>×</u>	
				区画道路1号				6.0m	約 10m			新設		
				区画道路 2 号				6.0m	約 5m			新 設		
				区画道路3号			2.0	Om (4.0m)	約 12m			既存拡幅		
				区画道路	4 号			6.0m	約 70m			既存拡幅		
	地区			区画道路	5号			6.0m	約 98m			新設		
	地区施設		道路	区画道路	6号		2.0	Om (4.0m)	約 16m			既存拡幅		
	設の			区画道路	7号		4.0	Om (6.0m)	約 48m			既存拡幅		
	の配置および規模			区画道路	8 号			6.0m	約 60m			既存拡幅		
	置お			区画道路	9号		2.0	Om (4.0m)	約 18m			既存拡幅		
	よ			区画道路	10 号			4.0m	約 18m			既存拡幅		
地区	び			区画道路 11 号				4.0m	約 17m			既存拡幅		
整	模			区画道路 12 号				6.0m	約 20m			既存拡幅		
地区整備計画		公園		地区公園 1号			約 320 ㎡					新 設		
Ш				地区公園 2 号			約 1,670 ㎡				新 設			
			その他の	道路状空均	地 1		約 40 m² (底辺 10mの隅切り部分 2 箇所)				新 設			
			公共空地	道路状空均			約 14 m² (底辺 5mの隅切り部分 2 箇所)				新設			
		ガハ土心		道路状空地 3				約 15 ㎡(底辺 3mの	隅切り部分 6箇所)			新設		
	建築物等に関する事	地区の区分	111-	名称	補助 2	230 号線沿道地区		周辺住宅	土支田通り	り沿道地区	日道地区 生活幹		線道路等沿道地区	笹目通り
			10年 11月	A地区	B 地区	也区		A地区		B地区	A地区 B地区		沿道地区	
	する事項		面積	約 2.8ha	約1.0ha	約 0.2ha	約 4.8ha	約 0.2ha		約 0.4ha	約 0.9ha	約 0.1ha	約 1.2ha	

					号に掲げる			次の各号に掲げる建築物は											
		建築物の用途の制限		建築してはならない。 (1)ホテルまたは旅館 (2)葬祭場			-	建築してはならない。 (1)マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの(2)カラオケボックスその他これに類するもの(3)ホテルまたは旅館(4)葬祭場	-	-	-	-							
地区整備計画		整備特に容・最高を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	登備計画 の特性に 応じた容 積率の最	かつ、特別 全上、防火 がないと 法第68条 認定) 助230号線	計画の内容では、	を通上、安 京生上、東 建年 建年 連連 連連 連連 連 連 連 連 連 連 連 連 に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	-	当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁が交通上、安全上、防火上および衛生上支障がないと認めた場合(建築基準法第68条の4第1項に基づく認定)または都市計画道路補助230号線の道路供用開始告示後は下記の容積率を適用する。	-	-	当容特上おが合条づ練線の示率 当容特上おが合条づ練線の示率 地合政全衛と建4記主道路は通 のつ交火支た第にた53部始容 のの交火支た第にた55部始容 20 / 10	-							
				10 / 10	20 / 10	8 / 10	-	20 / 10	-	-	10 / 10	-							
		建築物の 最低限度	牧地面積の				110 m²(ただし、笹目通りに面する建築特	勿は 150 ㎡ と	:する)	110 ㎡(ただし、笹目通りに面する建築物は 150 ㎡とする)								

								1				
		壁面の位置の制限	1 建築物の外壁またはこれに代わる柱ならびにベランダ、バルコニーおよびこれに類するものの面から隣地境界線までの距離は0.5 m以上とする。 2 計画図に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分については、建築物の外壁またはこれに代わる柱(ベランダ、バルコニー、軒および出窓等を含む。以下「外壁等」という。)から道路中心線までの距離は6 m以上とする。 3 道路(区画道路を含む。以下同じ。)が交差する角敷地(交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。は、建築物の外壁等の面は、道路境界線から敷地の隅を頂点とする二等辺三角形の長さ2mの底辺となる線以上後せるものとする。									
			· •									
	~~	壁面後退区域におけ	壁面の位置の制限3により道路境界線から建築物が後退した区域については、門、へい、広告物、看板、自動販売機等の交									
+u-		る工作物の設置の制	通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。									
끊	独生	限										
地区整備計画	に	建築物等の高さの最	17mかつ地上の階数 5 階以下		17mかつ地上の階数 5 階以下		12mかつ地上の階数 4 階以下					
備	関	高限度	17111がフ地工の始数5階以下				12111万、フェビエの阿女4阿以下					
핥	,	建築物等の形態また は色彩その他の意匠 の制限	1 屋根、外壁等の色彩は、原		1 屋根、外壁等の色彩は、原							
幽			色の使用を避けるとともに、		色の使用を避けるとともに、							
			落ち着いた色合いのものと		落ち着いた色合いのものと							
			する。		する。							
			2 屋外広告物は、周囲の景観		2 屋外広告物は、周囲の景観							
			に調和した色調、形状、意匠、		に調和した色調、形状、意匠、							
			規模とする。		規模とする。							
				さくの構造		視可能な	- ' '構造とする。ただし、道路面から	高さ80				
		垣またはさくの構造 の制限	│ 道路に面して設ける垣またはさくの構造は、生垣またはフェンス等の透視可能な構造とする。ただし、道路面から高さ80│ c m以下の部分、道路境界線から1m以上後退して設置されたものおよび法令の制限などにより周囲の安全の確保や環境保全									
			一つためやむを得ないものについては、この限りではない。									
		אַליניקוכט		1,000	212 2 210:00 10							

は知事協議事項

「区域の範囲、地区の区分、地区施設の配置および壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり」

理 由:都市計画道路補助 230 号線の今後の事業進捗を踏まえ、建築物等の建替えが円滑に行われるよう、地区計画の変更を行う。